○経済産業省告示第三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

表委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、新事業活動促進支援、地域イノベーション創出実証研究補助事業、グローバル技術連携支援事業、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、地域商業再生事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、新事業活動促進支援、地域イノベーション創出実証研究補助事業、グローバル技術連携支援事業、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、地域商業再生事業、地域自立型買い物弱者対策支援事業に限る。）」に「東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。）」を「東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第四十号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月四日

学校の名称	学部・学科名	備考
新潟県立新潟東工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第四十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月四日

学校の名称	学部・学科名	備考
福井県立大野東高等学校	電気科（全日制）	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第四十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月四日

学校の名称	学部・学科名	備考
山形県立米沢工業高等学校	情報技術科（全日制）	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道１号改築工事（愛知１号西部環境対策事業・愛知県名古屋市中川区下之一色町字古川地内から同区一色新町３丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　愛知県名古屋市中川区下之一色町字古川、字宮分、字波花及び字権野並びに一色新町３丁目地内

２　使用の部分　愛知県名古屋市中川区下之一色町字古川、字波花及び字権野並びに一色新町３丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県名古屋市中川区下之一色町字古川地内から同区一色新町３丁目地内までの延長480ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道１号改築工事（愛知１号西部環境対策事業）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）　得られる公共の利益

一般国道１号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、横浜市、静岡市、名古屋市等を経由して、大阪市に至る延長約796kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する名古屋市は、自動車関連産業を中心とした中京工業地帯の中核都市であり、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等の通過交通を担うとともに、市街地を通過していることから、地域住民の生活道路としても利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、名古屋市中川区下之一色町地内で22,625台／日であり、混雑度は1.81となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。